

学校いじめ防止基本方針

平成30年4月

天理市立北中学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携について	4
(5) 関係機関との連携について	5
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
(1) いじめの防止等の対策のための組織	5
(2) いじめの防止等に関する措置	5
1) いじめの防止（未然防止）	6
2) 早期発見	7
3) いじめに対する措置	7
2 重大事態への対処	
(1) 教育委員会又は学校による調査	7
1) 重大事態の発生と調査	7
1. 重大事態の意味について	8
2. 重大事態の報告	9
3. 調査の趣旨及び調査主体	9
4. 調査を行うための組織について	9
5. 事実関係を明確にするための調査の実施	10
6. その他留意事項	12
2) 調査結果の提供及び報告	13
1. いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	13
2. 調査結果の報告	14
3 いじめ防止の年間計画	14
4 個人別生活カードについて	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、天理市教育委員会（以下、「市教委」という。）・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、本校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、一丸となって組織的に対応する必要があります。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

（定義）法においては、

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

と規定されています。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが大切です。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

定義中の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係ある事を指しています。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

ただ、「いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要があります。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を尊重したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが大切です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。このことは、本校の人権教育の推進課題とも重なることは言うまでもありません。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが大切です。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要です。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から大切です。この観点は、国立教育政策研究所の指定による「魅力ある学校づくり調査研究事業」で示された、不登校の未然防止の考え方とも重なるところで、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発も併せて取り組む必要があります。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要があります。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめの早期発見のため、本校では、定期的なアンケート調査や二者面談、スクールカウンセラーによる教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるようにし、地域、家庭と連携して生徒を見守るようにします。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、警察など関係機関との連携も行います。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処について、理解を深めておくことが必要であり、学校としても、組織的な対応を可能とするような体制整備を行います。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である事はすでに述べましたが、具体的には、PTAや校区推進協議会、学校評議員会などの場で、いじめの問題について協議する機会を設けたりします。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校パートナーシップ事業を活用するなどして、学校と地域、家庭が

組織的に連携・協働する体制づくりを工夫します。

(5) 関係機関との連携について

いじめ事案への具体的な対応において、学校・市教委の取組にもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局など）との適切な連携を行います。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【留意ポイント】

- いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること
- 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する
- より実効的ないじめの問題の解決に資するための組織であること

【想定される役割と担当分掌】

- ① 本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割（生徒指導部会＝いじめ対策委員会生徒指導部）
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割（生徒支援委員会・生徒指導部会＝いじめ対策委員会生徒支援部）
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割（当該学年部＝いじめ対策委員会学年部）
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の

迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割（運営委員会＝いじめ対策委員会運営部）

本校においては、想定される役割を網羅する1つの組織をつくらず、機能を4つに分け、現有の分掌会議にもたせ、有機的に連携・連絡・情報共有をおこない、それぞれの機能を果たすようにした。

【留意事項】

- 本組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する
- 特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要
- 本組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。
- 本組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る
- 本組織は、
 - ・本方針の策定や見直し
 - ・いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック
 - ・いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証
 - ・必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う
- 対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効
- 本組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得る
- 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

1) いじめの防止（未然防止）

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方・言動に留意する。

2) 早期発見

教職員は、生徒のささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

2 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1. 重大事態の意味について

法の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

また、第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目

安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教委又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

2. 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教委を通じて天理市長へ、事態発生について報告します。

3. 調査の趣旨及び調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、市教委は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市教委等による調査を実施することもあり得ます。この場合、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図るようにします（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、市教委などによる並行して行われる調査で実施する等が考えられます）。

4. 調査を行うための組織について

市教委又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされています。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められています。

また、学校が調査の主体となる場合、「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにする。

5. 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校・教職員がどのように対応したかなど

の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきとされている。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教委が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

このためには、市教委・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、市教委又は学校は、本調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにします。

ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う必要があります。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとします。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教委又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する
- 詳しい調査を行うに当たり、市教委又は学校は、遺族に対して、調査の

目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要です

- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する
- 学校が調査を行う場合においては、市教委は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教委の適切な対応が求められます
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、特別の注意が必要

6. その他留意事項

第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されますが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限りません。その一部が解明されたにす

ぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、第23条第2項による措置で、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではありません。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあり、市教委及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。

2) 調査結果の提供及び報告

1. いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

市教委又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが必要です。

これらの情報の提供に当たっては、市教委又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

質問紙調査の実施により得られた調査結果については、いじめられた生徒又

はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。

また、学校が調査を行う場合においては、市教委は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、市教委の適切な対応が必要です。

2. 調査結果の報告

調査結果については、天理市長に報告します。

上記1. の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付します。

3 いじめ防止の年間計画

○情報把握の会議等

- ・ 定例の生徒指導委員会、生徒支援委員会（それぞれ週1回）
- ・ 二者懇談（10月に実施）

○定期のアンケート調査

- ・ 6月、10月に実施

○教員研修

- ・ 校内、校外の研修の受講

○情報発信、啓発

- ・ 各種通信の中で

○年間計画及び基本方針の見直し

- ・ 1月 生徒指導委員会での総括案及び必要に応じ基本方針見直し案の作成
- ・ 2月 運営委員会での総括案、基本方針見直し案の検討
- ・ 2月 職員会議での総括及び基本方針見直しの協議・決定

4 個人別生活カードについて

(1) 個人別生活カードにより期待される事

- ① 個々の状況を集約することにより、いじめ等の兆候を見逃さず、早期発見・早期対応につなげることが可能になる。
- ② 情報共有を図ることで、組織としての対応を進めることができる。
- ③ 対応を進める中で、記録を基に事実や経過を再確認・整理することができ、継続的な対応が可能になる。
- ④ 記録を基に、対応についての点検・検証を行うことができ、指導力向上につながる。
- ⑤ 個々の生徒の記録を確実にを行うことで、学校の行った対応について、説明責任を果たすことができる。(証明力・証拠)

(2) 運用について

- 別に定める「個人別生活カードの運用方法」により運用する